

<p>国名</p>	<p>ロシア</p>
<p>公的年金の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">税財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業・個人年金</div>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>◎被用者 ◎自営業者 ◎自然人たる使用者 但し、公的年金としての積立年金については、2015年から任意</p>
<p>保険料率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の賃金が保険料算定基礎額〔2015年は年額711000ルーブリ〕以内の場合は、賃金相当額の22%を使用者が納付し、同基礎額を超えた場合には、超過分について10%の保険料が課せられる。 ②被保険者が自営業者・自然人たる使用者の場合、年収30万ルーブリ以下の場合は年間法定最低労働支払額の22%、30万ルーブリ超の場合は、それに加えて30万ルーブリを超える部分の1%の保険料が課せられる。 被保険者が1966年以前生まれの場合、保険料の全部が保険年金の原資へ。被保険者が1967年以降生まれの場合、22%の保険料のうち6%分を積立にまわすか、全くまわさないか、被保険者の選択。 被用者には保険料負担はない
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普通老齢保険年金は男性60歳、女性55歳より支給開始。 重労働や危険労働に従事した者や職務の性質上労働能力の喪失を早期に来たとされる職業従事者には早期に年金受給資格を認める。
<p>基本受給額</p>	<p>平均老齢労働年金月額：2014年12月31日現在、11568ルーブリ</p>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険年金：定額給付部分+報酬比例部分 積立年金：報酬比例かつ運用次第 国家保障年金：特定のカテゴリーに属する市民に対する制度
<p>所得再分配</p>	<p>フラットな保険料率なので、そこに着目する限り、所得再分配機能は弱い。しかし、年金基金の赤字が年々増加していて、それを埋めるため一般財源が投入されていることに着目すれば、結果的にそれなりの所得再分配機能を果たしているともいえる。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険年金は賦課方式、積立部分は積立方式。 国家保障年金は一般会計を財源とする税法式。
<p>国庫負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働年金は強制年金保険料から給付されるが、年金基金の赤字分は一般会計からの国庫負担。 国家保障年金は一般会計からの国家負担。
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>社会年金（年金を含むあらゆる社会給付その他の収入を合算しても最低生活費を下回る場合、連邦または連邦構成主体の一般財源から不足分が付加給付として支給される）</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>労働年金の受給要件を満たしていない者のための、一般会計を財源とする社会年金および公的扶助としての付加給付</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>2013年の私的年金受給者数15512百人（ロシア連邦年金基金〔=公的年金〕の登録年金受給者数を100とすると3.8に相当）</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>被保険者は積立状況についてロシア連邦年金基金に情報請求する権利があり、また被用者たる被保険者は保険料の納入状況について使用者に情報提供を求める権利がある。</p>

ロシアの年金制度

篠田 優（北星学園大学経済学部教授）

1. 制度の特色

2015年から新たな年金法制が施行された。次の7点ほどに要約できるように思われる。

- ① 年金制度は、保険年金、積立年金、国家保障年金、の3制度で構成される。
- ② 保険年金は、賦課方式の年金で、老齢・身体障害・扶養者喪失の3種から成り、強制加入の年金保険料を原資とし（赤字が発生しない限り一般財源は投入されない建前）、定額給付部分と報酬比例部分から成る。
- ③ 積立年金は、その名のとおり積立方式の年金で、1967年以降生まれの者が被保険者となる。原資は、強制年金保険料の一定部分から構成されるが、この一定部分を積立にまわすか、積立に回さないですべて保険年金の原資にするか、つまり将来、積立年金を受給するか否かは、被保険者の選択に委ねられる。
- ④ 国家保障年金は、税を財源として特定のカテゴリーの市民に支給される。
- ⑤ 被用者たる被保険者の強制年金保険料は使用者のみが負担する。
- ⑥ 一般の老齢保険年金の受給開始年齢は、男子60歳、女子55歳である。
- ⑦ しかし、労働の種類や生活条件から広範囲の勤労市民に⑥の年齢到達前の早期年金受給権が定められている。

2. 沿革

社会主義時代の年金制度は、労働者用とコルホーズ農民用の二本立てで、年金は平準的に給付されていたが、ペレストロイカ期に、現役時の労働をより反映し、かつ労働一元の国家年金法が制定された（1990年）。同法は、体制転換後も存続したが、体制転換後の経済と財政の事情から法律どおりにはなかなか機能しなかった（支給遅滞の常態化、平均年金額が最低生活費未満、等）。

2000年政権以降、事態の改善が見られるが、そのような中で、〈保険〉の論理をより強調した新制度

が導入された（2002年施行。以下この制度を「02年制度」とよぶ）。同制度によって、財政方式として賦課方式に加えてロシアの年金史上初めて積立方式が一部導入され、労働年金の受給要件として一定の保険経歴（保険料納付期間）が求められるようになった（90年法では「労働経歴」が要件で、保険料の納入自体は要件ではなかった）。

しかし、2008年以降、02年制度は少なからず変化してきた。主な変化としては、①統一社会税の廃止（税から保険料へ）、②逆進税率からフラットな保険料率へ、③保険料率の引き上げ、④労働年金が三層構造から二層構造へ変化、⑤積立部分形成のための任意追加保険料制度の導入、⑥運用資金の投資対象の拡大、⑦年金積立形成に当てられる保険料率の縮小、⑧早期年金対象労働に従事する労働者を雇う使用者の保険料率の引き上げ、を指摘できる¹⁾。

そして、ついに、2013年末、02年制度の基幹的法律の一つであった労働年金法に代る「保険年金法」・「積立年金法」が制定され、2015年1月1日から施行されるに到った（以下、新制度を「15年制度」とよぶ）。新制度による変化は、次の3点に要約できよう。

第1、従来、「労働年金」というひとつの年金の内部要素としてあった「保険部分」・「積立部分」が、それぞれ「保険年金」・「積立年金」という別個の年金とされた。

第2、「保険年金」は従来の年金の単なる名称変更ではなく、現役時の賃金をより反映するとされる年金算定方式を導入した。

第3、将来、積立年金を受給するための積立をするか否か、すなわち積立年金を受給するか否かが被保険者＝市民の任意とされた。

02年制度と15年制度の関係については、連続面を多々有していることもあり、なお検討を要するが、本稿においては、ひとまず別制度と割り切り、次節以下では、可能な限り02年制度との異同に留意しつつ、15年制度の要点を紹介する。

3. 制度体系の概要

(1) 保険年金

1) 保険年金は、02年制度の労働年金保険部分の後継制度で、①a) 老齢、b) 身体障害、c) 扶養者

喪失の3種の年金と、②これら3種の年金に付加される定額給付、から成る。

aは、保険経歴(保険料納付期間)が15年以上、個人年金係数が30以上ある者で、男子で60歳、女子で55歳に達したものに受給資格が認められる。年金年齢は、02年制度と同じであるが、02年制度では保険経歴が5年以上とされ、また個人年金係数なる概念はなかった(同係数については、4.参照)。

bは、身体障害と認められた者に保険経歴があることを条件に給付される(保険経歴がない場合は、後出の社会年金)。

cは、扶養者に保険経歴があることを条件に、扶養者を失った被扶養者に対して給付される(同上)。

b, cについては、02年制度と変わりはない。

2) 定額給付は、02年制度の労働年金保険部分定額基礎額にほぼ相当するが、02年制度のそれと異なり、保険経歴の長さは額に影響しない。

(2) 積立年金

積立年金は、02年制度の労働年金積立部分を独立させたもので、その限りでは新しさはないが、既述のように、積立年金を受給するために保険料を納付するか否かが被保険者=市民の任意とされたことが決定的に異なる。任意とされたが私保険化されたわけではない。後述するように、積立金の原資となる保険料は、強制年金保険料から切り分けられる形で納付されるからであり、その限りで、「公的性質」を維持している。

(3) 国家保障年金

この年金は、一般財源から特定カテゴリーの市民に給付される年金で、02年制度をそのまま維持している。すなわち、①年功年金、②老齢年金、③身体障害年金、④扶養者喪失年金、⑤社会年金、から構成され、①は連邦国家職員と軍勤務者等に、②は放射線事故罹災者に、③は軍勤務者、第二次大戦の参加者および放射線事故罹災者に、④は死亡した軍勤務者等の家族構成員に、⑤は、他の年金の受給権を有しない男子65歳、女子60歳以上の市民等に支給される。

4. 給付算定方式、スライド方式

(1) 保険年金

紙幅の制約上、以下では老齢保険年金についてのみ記述する。

1) 老齢保険年金の定額給付は、毎年2月1日付で前年の消費者物価上昇指数に基づいて引き上げられ、2015年2月以降の定額給付は4383.59ルーブリである。

2) 定額給付を除いた老齢保険年金部分の月額は、(被保険者の各暦年ごとに決まる個人係数の総和) × (保険年金単価)、である。

2-1) 各年の個人係数は、{(当該被保険者のための年金保険料 [A]) ÷ (最高年金保険料 [B])} × 10、である。

被保険者が積立年金のための積立を継続しない選択をした場合、定額給付を除いた保険年金の保険料率は、2015年においては、被保険者の賃金相当額の16%で(<表1>参照)、この16%がかけられる賃金相当額には上限が定められていて、上限額は年額711000ルーブリである。したがって、2015年のBは113760ルーブリ(711000×0.16)で、例えば、被保険者の年収が600000ルーブリであれば、Aは96000ルーブリとなるから、この被保険者の2015年の個人係数は8.439である。被保険者の年収が上記上限額以上であれば、個人係数は10になる。

この個人係数は保険料が納付されている限り、毎年累積され、数値が増えていく。

2-2) 保険年金単価は、制度初発の2015年1月1日時点で64.1ルーブリとされた。以後、毎年2月に前年の消費者物価指数にしたがって引き上げられ[C]、また年次の年金基金予算法において、保険年金のための収入総額を保険年金受給者全員の個人係数で除した額が毎年4月からの新たな額[D]とされる。DがCを下回る場合には4月以降もCが保険年金単価とされる。

結果として2015年の4月以降の保険年金単価は71.41ルーブリであった。

3) 年金受給要件をすべて満たしたが、年金申請をせず、受給開始を遅らせた場合には、遅らせた期間に応じて加算係数が法定されていて、それに応じ

て年金額が上がるしくみになっている。

4) 個人年金係数の算出は2015年から始まるが、そうすると2014年末までの保険経歴は考慮されないことになってしまうので、02年制度で年金額を算出する各被保険者の基礎数額である「計算上の年金資産」²⁾を基に2014年末までの個人係数を算出し、02年制度の保険経歴が無視される不利が生じないように配慮されている。

(2) 積立年金

積立年金のために積立をするか否かが任意になったという大変化を除けば、積立年金は、02年制度の労働年金積立部分からの単なる名称変更過ぎないといってよい。年金受給資格認定時の各被保険者の年金積立金を「年金支給予想期間」で除した額が積立年金の額となる。66年以前に生まれた者には年金積立はなされず、彼らの年金は保険年金のみである。

積立年金にはスライド制はない。

多くの市民に対し積立部分の支給が始まるのは、1967年生まれの女子が老齢年金受給年齢に達する2022年だが、早期年金制度があるので、同制度対象者の最も早期の者には2012年から積立部分の支給が始まっている。

(3) 国家保障年金

国家保障年金は、02年制度のままである。この年金は、受給権者の個別カテゴリーごとに算定方式が

定められている紙幅の制約もあるので、ここでは社会年金についてのみ述べる。

労働能力のない①男子で65歳以上、女子60歳以上の者、②身体障害者、③扶養者喪失者、が社会年金の受給者になる。いずれも法律が定めた額が政府決定によりスライドされ、2014年4月時点で①の年金額は月4590.82ルーブリ、②における第1級身体障害者および③は月9523.54ルーブリである。

5. 負担、財源

(1) 財源と負担

国家保障年金の財源は、連邦予算の一般財源である。

それ以外の年金の財源は、02年制度の導入当初、統一社会税という名の社会保障目的税であったが、2010年から保険料になった。保険料の納付義務者は、税時代と同様、使用者および個人事業者で、被用者の直接的負担はない。

(2) 保険料率

1) 強制年金保険の保険料率は、めまぐるしくと言っていいほど上下に変化してきた³⁾が、2014～2017年の4年間については、<表1>のように定められている。

表左の「保険料算定基礎額の上限」とは、2015年の場合、既述の年額711000ルーブリである。したがって、例えば、ある被保険者に年間100万ルーブリ

<表1> 2014～2017年の保険料率

保険料率	1966年以前に生まれた者	1967年以降生まれの者			
		0.0%ヴァリエント		6.0%ヴァリエント	
		保険年金へ	積立年金へ	保険年金へ	積立年金へ
22.0% (保険料算定基礎額の上限内)	22% うち 6.0% =連帯部分 16% =個人部分	22% うち 6.0% =連帯部分 16% =個人部分	0.0% =個人部分	16% うち 6.0% =連帯部分 10% =個人部分	6.0% =個人部分
10.0% (保険料算定基礎額の上限超)	10.0% =連帯部分	10.0% =連帯部分	0.0%	10.0% =連帯部分	0.0%

の賃金を支払った使用者＝保険契約者は、 $711000 \times 0.22 + (1000000 - 711000) \times 0.1$ で、年に185320ルーブリの保険料を納付しなければならない。

2) 表の個人部分とは報酬比例の年金のための原資形成部分と解してよく、それ以外の部分が連帯部分である。積立年金は報酬比例の年金であるから、その原資形成には保険料の個人部分だけが当てられる。

積立年金の受給可能性があるのは1967年以降生まれの者だが、既述のように、15年制度によって、積立保険料を納付して、将来積立年金を受け取るか(6%ヴァリエーション)、それとも積立をやめるか(0%ヴァリエーション)は、彼らの任意とされた。

3) 社会主義時代から、地下労働に代表されるような、強度・有害度・危険度が高い労働に従事する者は、一般の老齢年金年齢に達する前に年金を受給する権利(早期年金権)が認められている。こうした労働者を被保険者とする場合に、2013年から1)で記した保険料に加えて追加保険料が導入されている。この追加保険料については、上記「保険料算定基礎額の上限」制度が適用されない。

4) 個人事業者の保険料の算出方式が2013年7月に改正され、年収30万ルーブリ未満の場合、法定最低労働支払額(月額) $\times 22\% \times 12$ が保険料[A]とされた。

年収30万ルーブリ超の場合は、上記Aに、年収の30万ルーブリを超えた部分の1%が加算される。但し、保険料総額は、最低労働支払額の8倍の額に22%の保険料率を乗じた額の12倍を超えることはできない。因みに、2015年の法定最低労働支払額(月額)は、5965ルーブリである。

6. 財政方式、積立金の管理運用

保険年金は賦課方式、積立年金はその名のとおり積立方式である。

被保険者＝市民は、積立金の運用を次の四つから選択する。①連邦債と預金を投資対象とする国家運用会社による投資ポートフォリオ、②連邦債と預金に加え、ロシア連邦構成主体の国債、抵当証券、ロシア連邦において公に流通することが許可された国際金融機関の有価証券を投資対象とする、国家運用会社による拡大投資ポートフォリオ、③国家運用会

社以外の、ロシア連邦年金基金が信託契約を締結している他の運用会社、④強制年金保険の積立金の運用資格要件を満たした非国家的年金基金、である。被保険者が明示的な選択をしなかった場合、②で運用される。

被保険者は、①～④の選択を年に1度変更することができる。ロシア連邦年金基金は、従来、毎年9月1日までに各被保険者ごとの運用・積立状況を被保険者に通知する義務を負っていたが、2012年12月の法改正でこの義務は廃止され、被保険者の運用・積立状況についての情報請求権が規定された。

ところが、以上のように法定されているにも関わらず、政府は、2013年までに形成された積立金の運用は継続するとしながらも、2014～2016年の3年間、積立年金の原資形成のために納付された保険料をすべて当該年度の保険年金(02年制度では労働年金保険部分)の支給に当てるとした⁴(メディアでは「積立凍結」とか「積立モラトリアム」とよばれている)。理由として、当該年度の保険料収入が当該年度の保険年金支給に足りないこと、積立金の運用実績が好ましくないことが指摘されている。

7. 制度の企画、運営体制

年金の運営主体はロシア連邦年金基金である。毎年の同基金の予算および決算は、議会において法律として採択・承認される。

8. 最近の議論や検討の動向、課題

(1) 継続中の問題

まず、本誌33巻2号の拙稿でも取り上げた問題のうち、①年金基金の赤字、②灰色賃金、③年金水準の低さ、の三つについてその後の状況をフォローしておきたい。

15年制度になっても①の状況に変化はない。保険年金の財源となる当該年度の保険料収入よりも当該年度の保険年金支給額が多く、その部分は一般会計から補填されているという状況に変化はない。2015年度のロシア年金基金予算の執行予備評価によれば、徴収された保険料3.9兆ルーブリに対し、支給された保険年金は5.8兆ルーブリといわれる。

②の灰色賃金問題(実際の賃金より低い賃金を年金基金に申告することで保険契約者＝使用者が保険

料負担を減らそうとする現象)についても、2015年1月に労働・社会保護相が「国の労働能力ある住民の20%が、彼らのためにロシア連邦年金基金に保険料が払われないために無年金になる可能性がある」と述べるほど依然深刻である。

③の年金水準は、所得代替率で見ると、2010年に35.7%に達したものの、2011年は35.1%、2012年2013年はともに33.9%と漸減してきて、2012年末に政府が公表した「ロシア連邦の年金制度の長期的発展戦略」(以下、<戦略>とよぶ)で目標とされた40%にはなお隔たりがある。

(2) 年金年齢引き上げ問題

年金年齢を引き上げるべきだという議論は、管見の限り、2007年頃から権力の内外で出てきたようである。中でも財務省は年金財政を守るために一貫して引き上げの立場を取っているとみられるが、メドヴェージェフ大統領(当時)は、財務相の議論を理解しつつ、平均寿命の上昇と国民的理解が重要として近い将来に年金年齢を引き上げることはないとの立場を表明し、これが政権の公式な立場となってきた。実際、上記<戦略>には年金年齢の引き上げについて何ら言及されていなかった。ところが、2015年5月、政府は「2018年までのロシア連邦政府の活動の基本方向(新版)」⁵(以下、<基本方向>とよぶ)を承認し、そのなかで「年金受給開始年齢の引き上げの合目的性、ならびに年金受給開始年齢の引き上げのあり得べき時期および引き上げ手続に関して、詳細な分析」を行い、かかる分析に基づいて「労働組合、使用者団体、社会団体および専門家団体等の市民社会の諸グループを招き入れての広範な審議を行なう」という方針が示された。そして、同年11月、メドヴェージェフ首相は「遅かれ早かれ年金年齢を引き上げる決定を採択しなければならないことは明らかだ」と述べるに至る。財務省は、「2018年または2019年から『1年に1歳ずつ』引き上げを開始し、男女とも年金受給年齢を65歳」にすることを提案しているといわれる。

(3) 積立年金の行方

積立方式の年金をめぐるのは、同年金の縮小・廃止を主張する労働・社会保護省を中心とするいわゆ

る<社会ブロック>とその存続を主張する財務省・経済発展省を中心とした<財政=経済ブロック>の長年の対立がある。前者は、積立金の運用実績がよくないことと積立原資形成のための保険料を除いた保険料では当座の年度の年金を賄えないと主張し、後者は、積立金は経済発展のための長期投資の重要な源泉と主張してきた。そのようななか実際の制度は、既述のとおり、積立を継続するか否かが被保険者の任意とされるというように<積立縮小>に推移している。のみならず、積立モラトリアムが導入されるに至り、積立年金はもはや風前の灯のように思われたが、2015年4月プーチン大統領は、長期投資プロジェクトの資金調達のために非国家的年金基金の資金を当てるメカニズムを作成するよう政府と中央銀行に委託した。そうして、上記<基本方向>にも「強制年金保険の積立制度の維持」が明記された。思うに、これは大統領の課した試験であって、大統領のいう「メカニズム」が作成され機能するか否かに積立年金の命運がかかっているように思われる。

(4) むすびにかえて

(1)~(3)で取り上げた問題は、いずれも年金財政の厳しさに関わっている。そしてこの厳しさをさらに複雑にしていると思われるのがいわゆるウクライナ問題による欧米諸国からの経済制裁と石油価格の下落である。2008年から石油の採掘税と輸出関税を財源に予備基金と国民福祉基金が設けられているが、前者は一般会計の、後者はロシア連邦年金基金の、それぞれ赤字補填に当てられている。予備基金のほうは、経済制裁の圧力も加わり、急速に目減りしていて一般会計の財政赤字の穴埋めできるのは2016年が最後といわれている⁶。だとすると、国際的な政治経済状況の好転がないとすれば、2017年以降に国民福祉基金にも何らかの影響が及ぶ可能性は排除できまい。そうなるなら「年金危機」が現実味を帯びてくることになる。事態は予断を許さない。(※紙幅の制約上、露語注を省略しました。典拠についてご質問がありましたら、shinodayu@hokusei.ac.jpまでお願い致します)

.....
 <注>

¹ 02年制度の変化については、拙稿(本誌33巻2号32頁以下、

同31巻1号161頁以下) 参照。

² 拙稿・本誌31巻1号162頁参照。

³ 拙稿・本誌31巻1号162-163頁, 同33巻2号34頁参照。

⁴ http://www.pfrf.ru/grazdanam/pensions/pens_nak/

[chto_nuzh_pens_nak/](http://www.pfrf.ru/grazdanam/pensions/pens_nak/)

⁵ <http://government.ru/news/18119/>

⁶ 日本経済新聞, 2015年11月14日。